

指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者が、介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をできるよう、介護予防サービス・支援計画の作成等を行います。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 市町村、地域包括支援センター(以下「事業所」といいます。)、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。

(3) その他

指定介護予防支援及び第一号介護予防支援(以下、「介護予防ケアマネジメント」といいます。)
事業の一部を、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。

2 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	館林市社会福祉協議会地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会)
所 在 地 (住 所)	館林市松原二丁目7-23 城沼パークハイツ101
電 話 番 号	0276-60-5670
通常の事業の実施地域	重要事項説明書別記のとおり

(2) 職員体制

職 名	常勤	非常勤	氏 名
管理者・社会福祉士	1名		前 原 末 子
介護支援専門員	1名		殿 岡 太 朗
保 健 師	1名		齊 藤 紗 也
主任介護支援専門員	1名		八 木 文 子

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 日	土日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

3 利用料その他の費用の額

介護保険適用の場合、原則として利用者の自己負担はありません（介護保険により全額負担されます）。

4 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

(1) 基本的取扱方針

- ① 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、保険・医療・福祉サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定します。

(2) 具体的取扱方針

- ① 介護予防サービス・支援計画の作成に当たり、(ア)運動・移動、(イ)日常生活（家庭生活）、(ウ)社会参加・対人関係・コミュニケーション、(エ)健康管理の4つの領域ごとに支援すべき総合的な課題を把握します。
- ② 課題の把握は、居宅を訪問し、本人・家族に面接して行います。
- ③ 課題の把握等を基に、介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
- ④ 介護予防サービス・支援計画を新規に作成する場合等には、サービス事業所の担当者を招集しての会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画の原案の内容について専門的な意見を求めます。
- ⑤ 原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を求め、当該計画を交付します。
- ⑥ サービス提供者に対し、介護予防サービス等の基準に位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者に関する報告を少なくとも1月に1回聴取します。
- ⑦ 計画作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い、計画の変更等、便宜の提供を行います。
- ⑧ 計画に位置づけた期間が終了するときは、設定した目標の達成状況について評価します。
- ⑨ モニタリングは、次のとおり行います。

ア サービス提供開始月及び3か月に1回、評価期間終了月、利用者の状況に著しい変化があったときは、居宅を訪問し面接して行います。

イ 居宅を訪問しない月は、通所系事業所を訪問する等の方法により面接するように努め、面接ができないときは、電話等により連絡を行います。

ウ 少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録します。

- ⑩ 利用者が居宅での生活が困難となったと認める場合等には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑪ 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを希望される場合などには、利用者の同意を得て、主治の医師・歯科医の意見を求め、その指示がある場合に限り介護予防サービス・支援計画に位置づけます。

- ⑫ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置づける場合には、原則として、その利用日数が要支援認定期間の概ね半数を超えない期間とします。
- ⑬ 介護予防福祉用具貸与を介護予防サービス・支援計画に位置づける場合は、貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証します。
- ⑭ 特定介護予防福祉用具販売を介護予防サービス・支援計画に位置づける場合には、その必要な理由を記載します。
- ⑮ 被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、その内容に沿って介護予防サービス・支援計画を作成します。
- ⑯ 利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と利用者に関する情報を提供するなど、必要な連携を図ります。

5 事故発生時の対応

当事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等への連絡を行います。また、事故にあわれた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。

さらに、万一賠償するような事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応します。

6 秘密の保持

サービス提供者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、事業上知り得た利用者やご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、指定介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合には、事前に同意を得た上で個人情報を使用させていただきます。

7 苦情処理の体制

- (1) 当事業所を利用され、職員の対応や事業内容、各種サービス事業者への苦情等がありましたら、当事業所に相談窓口がありますのでご利用ください。

苦情相談窓口	管理者：前原 末子 電 話：０２７６－６０－５６７０ ファックス：０２７６－６０－５６７１
--------	---

- (2) 行政機関その他の苦情受け付け機関は次のとおりです。

館林市福祉部介護保険課 館林市城町１－１ 介護保険課係 電話：０２７６－４７－５１３３ 地域包括ケア係 電話：０２７６－４７－５１３１
群馬県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護保険課 前橋市元総社町３３５－８ 電話：０２７－２９０－１３２３

※国保連は、介護保険法に位置づけられた苦情処理機関です。

8 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務が再開できるよう、以下について徹底します。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9 感染症対策について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情処理の体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

11 身体的拘束等について

当事業所は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危機が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

12 ハラスメント防止対策について

当事業所は、適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針に則り、必要な措置を講じます。合わせて利用者や事業者等からの同様の行為の防止においても、同様の措置を講じます。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、本書に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明年月日 年 月 日

事業所名 社会福祉法人 館林市社会福祉協議会
館林市社会福祉協議会地域包括支援センター

所在地 館林市松原二丁目7-23
城沼パークハイツ101

説 明 者

私は、本書により、事業者から指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

私は、サービス担当者会議等に係る各サービス担当者等に情報を提供することに同意します

利用者住所

利用者氏名 印

代理者住所

代理者氏名 _____ 印 _____

〈重要事項説明書別記〉

地域包括支援 センター名	所在地 電話番号	担 当 地 区
館林市社会福祉協議会 地域包括支援センター (高齢者あんしん相談 センター社会福祉協議会)	館林市松原二丁目 7-23 城沼パークハイツ 101 電話番号 60-5670	〈館林地区〉 本町三丁目、本町四丁目、千代田町 〈赤羽地区〉 上赤生田町、赤生田本町、赤生田町、 羽附町、花山町、楠町、羽附旭町 〈六郷地区〉 新宿、緑町、松原、つつじ町、美園町 南美園町、東美園町、西美園町